

金融ADR対応について

1. 当社の金融商品取引に関する苦情処理・紛争処理に係る業務運営体制

当社は、金融商品に関する苦情処理・紛争処理について紛争解決等業務の種別ごとに以下の措置を講じています。

紛争解決等業務の種別	苦情処理措置	紛争解決措置
第一種金融商品取引業	指定紛争解決機関である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用する措置	
第二種金融商品取引業	FINMACを利用する措置	
貸金業	指定紛争解決機関である日本貸金業協会を利用する措置	

2. 当社の金融商品取引に関する苦情・紛争の受付窓口

当社は、以下の窓口において、お客様からの金融商品取引に関する苦情又は紛争のお申し出を受け付けます。

紛争解決等業務の種別	苦情処理措置	紛争解決措置
第一種金融商品取引業	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館 大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル 電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル） (月～金曜日9:00～17:00 祝祭日・年末年始を除く)	
第二種金融商品取引業		
貸金業	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階 電話番号：0570-051-051 (月～金曜日9:00～17:00 祝祭日・年末年始を除く)	